

◎関税暫定措置法の一部を改正する法律

(令和四年四月二〇日法律第二七号)

一、提案理由 (令和四年四月一二日・衆議院財務金融委員会)

○鈴木国務大臣 ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、貿易優遇措置である最恵国待遇を撤回するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国から輸入される物品に課する関税の率を、基本税率等とすることとしております。

…………… (略) ……………

以上が、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告 (令和四年四月一四日)

○藪浦健太郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の情勢を踏まえ、国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率の規定の整備を行うものであります。

…………… (略) ……………

両案は、去る四月十二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、当委員会に付託され、同日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、翌十三日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告 (令和四年四月二〇日)

○森屋宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、貿易優遇措置である最恵国待遇を撤回しようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、ロシアに対する経済制裁の在り方、ロシアからの輸入品に対する関税率引上げの影響、暗号資産に関する規制の実効性確保に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。